

第十九回 参議院厚生委員会會議録第二十六号

昭和二十九年四月十二日(月曜日)午後二時十六分開会

委員の異動
四月十二日委員竹中勝男君辞任につき、その補欠として藤原道子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 上條 愛一君
理事 大谷 肇潤君
常岡 一郎君
湯山 勇君

委員

高野 一夫君
谷口弥三郎君
西岡 ハル君
横山 フク君
廣瀬 久忠君
安部キミ子君
藤原 道子君
有馬 英二君

政府委員

厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君
局環境衛生部長 高田 正巳君
厚生省薬務局長 高田 正巳君
事務局側

常任委員 草間 弘司君
会専門員 多田 仁己君
常任委員 佐藤 正二君
局第二課長

説明員
外務省条約局第二課長

本日の會議に付した事件
○あへん法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(上條愛一君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

委員の異動を御報告申し上げます。四月十二日付を以て竹中勝男君が辞任され、同日付で藤原道子君が厚生委員に選任されました。右御報告申し上げます。

○委員長(上條愛一君) 次に、あへん法案を議題といたします。

なお本日は、本案審査上の参考にするため、あへん条約草案の要点について説明を求めるために、外務省当局の出席を願っております。先ずこれを聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。それでは外務省条約局佐藤第二課長の御説明を願います。

○説明員(佐藤正二君) それではけしめ、裁培並びにあへんの生産、国際取引、御取引及び使用の制限及び取締に關する議定書という非常に長い名前であり、この議定書の成立の経緯及びその内容を簡単に御説明申し上げます。

この議定書は、麻薬關係の条約といふのは、御承知の通り、古くは一九一二年頃からございまして、一九一二年、一九二五年、三一年、四八年と、諸種の条約に我が国も締結國になつております次第であります。今回の議定書は、国連の経済社会理事會の、一九五一年、即ち昭和二十六年の決議に

よつて、経済社会理事會の麻薬委員會に對して、あへんの取締りを今までの条約よりも更に一層実効的にするために、あへんの國際的専売制度の規定を盛り込んだ協定の起草及び研究を要請したわけでございます。麻薬委員會はその研究の結果、あへんの國際的専売制度を確立する協定の起草は、まだ少し時期尚早であるという結論に達しまして、この趣旨の協定作成の前の段階として議定書の起草をやりまして、その結果、一九五一年と申しまして昭和二十六年でございまして、昭和二十六年八月の経済社会理事會の決議に基いて、この議定書案に盛り込むべき原則に關して關係諸國の意見を聴取したわけでございます。それで關係諸國の賛成を得て、この議定書を作るための會議を一九五三年、昨年の五月十一日から國連の本部で開催いたしました。この會議に四十一カ國出ておりますが、三十四カ國がたしか正式のメンバーで、あと七カ國はオブザーバーで出ております。この會議で麻薬委員會が作った草案に修正を加えて、昨年の六月にこの議定書が採決されました。それで昨年の十二月三十一日まで間に署名をするために開放をいたしまして、その結果三十六カ國が署名を行なつております。我が国は今申しました議定書作成の會議にも代表を出しまして、それから昨年の十二月三十一日までの署名の開放期間のうちに署名をいたしております。

この條約の内容は、大体この前の一連の麻薬の條約のラインに沿つて國際的な麻薬の取締りというその目的に對して一步を進めているというのが大体のあれでございますが、主要な点は、第一の点はけしめ、それからあへんの生産、使用、取引等の取締り機關を、何と申しますか政府機關を設立することをきめております。それが一つの大きな点、それからあへんの在庫量の制限を條約の義務として規定してあります。三番目といたしまして、特定の締結國、條約を御覧になりますと六條に出ておりますが、特定の締結國で生産されるあへん以外のあへんの輸出入を禁止してあります。それから四番目にあへんの使用及び輸出入の目的を産業上及び科學上の需要に限定してあります。これは使用關係では條約の第二條であります。それから六條にもその点触れてあります。この内容は大体このういふふうな点でございますが、若し細かい御質問がございましたら、後ほどお答えいたします。

我が國といたしましては戦後からずっと麻薬の國際的取締りに協力しておりますし、今度の議定書案の作成に對しまして、大体その趣旨に賛成でございます。一、二我が國の主張したくちやならない点がございましたので、代表のほうに訓令いたしましたので、主張をやりまして、大体我が國の主張も通つておりますので、主として在庫量の計算の点なんか主張したものでございますけれども、そういう点も通りましたので、この條約に入ることを決意いたしました。現在國會の御審議を願つておるわけでありまして。細かい御質問がございましたら、後ほど御説明いたします。

○委員長(上條愛一君) 御質問を願います。

○高野一夫君 一つだけ伺いたいのですが、これは署名國を見ますと中共が入つてないし、中共を承認しない國が大部分だから当然かも知れませんが、中共を除いた場合に、密輸出關係の取締りということが非常に支障を来すようなことはないでしょうか。入れるほうでこの條約に基いた方針で以てやればよいということだけれども、出すほうは勝手に出せるということになつた場合には、その辺が相当支障を来すのではないかと思います。どんなものでございましょう。

○説明員(佐藤正二君) 中共は御承知の通り、國連にも代表を出しておりませんし、この條約が國連の何と申しますか、傘下で作られた條約でありまして、当然台灣政府の代表が中國を代表して出て来たわけでございます。それでその後半の点でございますが、この條約の十二條、十三條、主として執行措置の問題でございますが、この中にも例えは十二條の二を御覧になりますと、輸出入禁止の勧告の規定がございまして、二の(四)というところに、後段でございまして「いづれかの國がこの議定書の効果的な運用を著しく妨げていると認める場合」というのは必ずしも締結國だけの「國」というのは必ずしも締結

国のみを意味しておるものではございませんで、非締約国の中でも、状態が国際的な麻薬の取締りを何と申しますか妨げておるというふうに考えました場合には、締約国側のほうからできるだけの措置をとつてそれを矯正するということをおきめております。例えばそこに輸出をしないとか、こつち側から輸入の禁止をするとか、そういうふうなことで、非締約国側がこの国際的な麻薬取締りに工合の悪いようなことをやつたものに対してはその措置をきめてやるわけでございします。それから十三条にちよつと出ておりますが、これはこの議定書を作りましたときの全体を通ずる考え方であつたのであります。が、成るべく締約国ばかりでなく、ほかの締約国以外の地域にも成るべくこういう趣旨を徹底してやりたいという意見がたくさんありましたもので、それから、この規定を入れて、議定書が適用されない国についても、執行可能な限りにおいてこういう措置をとると、これは非締約国に關しましてはこの議定書の束縛は受けないわけでございしますから、或いは道徳的な規定になる危険もございします。締約国側からは成るべくこういう措置をとりたいということをおきめておるわけでございします。

○高野一夫君 そうすると従来相手国の政府を承認しておつて、その政府を承認した国が締約国に入らない場合と、全然承認しない国が締約国に入らない場合と二つあると思うのですが、それで外交官もお互いに交換してない、相手の政府を認めていないというふうな場合、例えば中央のごときに対してどういふ勧告が合法的になし得ることになりますか。

○説明員(佐藤正二君) 前に御説明いたしました十二条のほうの關係は、中共そのものに対して勧告するというのではなくて、締約国からできるだけの措置をするということでありまして、十三条のほうは勧告のことも御説の通り入つておるかとも思いますが、この点は事實問題としてできるかできないかは、ちよつと私は御返答できかねると思ひます。

○廣瀬久忠君 外務省にお伺ひしますが、そうすると具体的問題として日本が例えばあへんをトルコから買うというふうな場合に、これだけの分量をかうというふうなことは中央委員会なり事務局長なりに報告するという義務もこれに規定されておるのですか。

○説明員(佐藤正二君) この条約自体には九条の一項の(ロ)に、輸出入のあへんの量も四半期統計を提出するようになつております。それから見積りの關係は、何と申しますか予定でございすね、その計画のほうの關係は一九三一年の条約に規定されておるのであります。

○廣瀬久忠君 それから日本で生産をする場合に、やはり計画とその生産量というものをやはり報告する義務を負うわけですね。

○説明員(佐藤正二君) その通りでございします。これも八条の三項に栽培の土地の面積とあへんの收穫予想量、見積り価格等を……。

○廣瀬久忠君 そうして日本が輸入をどれだけした、そして生産をどれだけした、そしてそれを消費をどういふ工合にしたというのを毎年明らかにする、こういう義務を負ふことになると思うのですが、これは無論そういうふうな規定もどこにあるのですか。

○説明員(佐藤正二君) 八条と九条がその規定でございしますが、八条のほうが見積りと申しますか、年間需要量とあへんの收穫予想量の見積りの提出になつております。九条のほうは收穫量の統計でございします。その結果であります。消費量、それからアルカロイド、あへん製剤の製造に使用したあへんの量、不当取引において没収したあへんの量、それから在庫量、輸出入量、こういうふうなものを統計として提出することになつております。

○廣瀬久忠君 それからなお國際連合の機關としては、常設されておるものは中央委員会とそのほかに何かありますのですか。

○説明員(佐藤正二君) 國際連合そのものの機關といたしましては、國際連合の經濟社會理事會の下部機關であります麻薬委員會がございします。それから麻薬關係のほうのあれとしましては、一九二五年の條約に基いて作られました常設中央委員會、それから三一年の條約に基いて作られました監督機關、それだけでございます。

○廣瀬久忠君 それらの機關に対して日本は外務省及び厚生省というものは常に連絡をとつておると思ひますが、それらの機關から日本に対する何と申しますか勧告というふうなことがある、そういうふうな要するに日本の條約上の義務履行如何ということに常に國際連合關係において監視するといふようなことはどういふ程度になつておるのですか。

○説明員(佐藤正二君) これは戦後は御承知の通り、マツカーサー司令部のあれであへんの生産を禁止されておりましたので、戦後は全然問題はございせんが、戦前は、これは中央委員会及び監督機關は戦前からありましたものであります。戦前は連盟のほうに關係したものでございしますから、これはたゞゞ説明を求められたことはございします。ジュネーヴにこちらから人をだして説明いたしましたことはたゞゞございします。ただその何らかの措置、矯正措置、こういうふうなことをとられたことは一度もございせん。

○廣瀬久忠君 將來はどういふことになりましか、今度は日本において輸入もし、それから製造もするわけですが、そうするとやはりいろいろ關係が起きます。その關係はやはり報告とか、或いは勧告というふうなことがあり得るのですか。

○説明員(佐藤正二君) その点は私もむしろ厚生省のほうからお答え願つたほうがいいのじやないかと思ひますが、私のほうにいたしましてはそういう問題が起らないと確信しております。

○有馬英二君 今の條約でちよつと私よくわからぬのでお伺ひするのですが、第七條の押収したあへんの処分というところですね、押収したあへんはすべて廃棄しなければならぬといふのですが、廃棄といふのは捨てるという意味なんですか。どういふことを意味するのですか、どういふことを廃棄といふのですか。

それから第二に第七條の第二項のところを見ると、「このあへん若しくはそれから製造されるアルカロイド」と書いてあるのは、「このあへん」といふのは押収したあへんのことを言うのですか、この一部を「医薬上若しくは

科学上の用途に転用することができ」といふことが書いてある、廃棄しなければならぬといふことが書いてあつて、又向うではそれを転用することができるといふようなことが書いてあるもので、どうもはつきりしないが、そこを一つ御説明をお願いしたい。

○説明員(佐藤正二君) この七條の規定は、今御指摘の転用及び轉換の規定は二項でございしますが、これはそういうことはできるといふその通りの規定でございします。それでそういうことができるのは当該輸出の、それ以外にいろいろの規定があるわけでございしますが、一番初めの規定は第一項が原則でありまして、その次が轉換麻薬、非麻薬系物質に轉換し、医薬上又は科學上の用途に転用することができ。それからその三項目が消費、輸出することができると書いてございしますが、その輸出量が当該輸出の輸出量、一年間にこのようにして輸出するあへんの量が当該輸出の年間需要量のあへん相当量を超えてはならない、この超えた分だけが廃棄しなくちゃならないといふのが五項の規定でございします。ですからその初めにその年間需要量といふものは前の八條の規定の見積りでございしますから、その需要量を超過した分だけは廃棄しなければならぬといふ規定でございします。別にその全部が全部廃棄してしまわなければならぬといふ規定ではございせん。

○有馬英二君 ちよつと今の御説明がはつきりしないんですが、押収したあへんといふことが書いてあるものだから、今の御説明だといふと、そのうち幾分は撤回してもいい、転用

することができ、その残つたものは廃棄するというにはこれはどうしてもとれないですが、すべてのあへんというのは押収した全部を廃棄するというように解釈できませんか。

○説明員(佐藤正三君) この第一項の規定は「本条に定める場合を除く外」本条に定めるものはよろしいのでございます。それ以外のものは全部廃棄しなければならぬということが書いてあるわけでございます。あとの規定はそこで一応除外されておるわけであります。

○有馬英二君 そうするとこれは蓋だぼんやりしたことなんです、終戦当時満洲国から多量なあへんを持つて来てそれをその当時の、これはアメリカ軍だつたかも知れませんが、押収したということとを私は聞いて知つてゐるんですが、それは一体どういうことになりましたか御存じありませんか。これは薬務局長にお伺ひいたします。

○政府委員(高田正巳君) 満洲国から参りましたのか、その来ましたところはよく知りませんが、終戦当時国内にありましたすべてのあへんがこの前申上げましたように連合軍司令部に押えられた。そうしてそれが後に日本の麻薬のストックがなくなりまして、あへんから又麻薬を製造しなければ、医療に差支えるというふうな情勢になつて参りましたので、その押収したものを又日本側に返して来た。それで返して来たものの中に後になりまして掠奪物資としての指定を受けたものもござい

ます。これは日本が外国において不当な手段と申しますか、とにかく掠奪をして来たものだということで指定を受けたものもござい。その指定を受

けたものに対しては、その権利を有する国と話し合ひまして、現物をそこから買取るといふ形で現物は国に残しまして、金を日本側が払つたようないきさつもござい。さうなことでございまして、それらを原料にいたしまして今日まで医療用の麻薬を製造をして参つたわけでございます。その残りが先般申上げましたように只今大体十トンばかりまだ残つておる。これを来年度の消費量に当てて行こう、それでも不十分であるから、更に海外から輸入をいたしたい、こういうふうなことに相成るわけでございます。

○委員(上條愛一君) それではあへん条約案の内容に対する質疑はこの程度にいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

それではあへん法案に対する質疑に入りたいと思ひます。御質疑を願ひますが、三点お伺ひしたいと思ひますが、一つは、あへん行政の組織はどういう工合になつておるのか。輸入の關係の面及び生産の關係の面から見て、あへん行政の組織はこれからどういふ組織になるのか、これを一つ伺ひたい。これが一点。

それからもう一つは、あへんは専売をやつたわけなんです、今主として輸入であろうと思ひますが、だん／＼生産にも入つて来る。そうするとこれはまあ専売をやるとすれば、まあ金額は少いがやはり買上げて売却するという關係から、専売にこれを行うとすれば特

別会計を設けるのが妥当性があるのではないか。この点については今年は何にもないようだが、これはどういふ工合に政府は考へておるか。別に専売特別会計問題を如何に考へるか、こういう問題。

それから第三は、あへんの問題は、麻薬の一つとして非常に取締上重大な問題がある。これについては今日戦前の警察のような工合に警察との關係がなつておらないのであるが、あへんの取締りについて今日のような取締体制で果してうまく行くものであるかどうか。殊に問題は共產關係の資金の問題、などとかあへんの問題その他の麻薬の問題がからまるのであります。が、そういうことが政策的に見て果してうまく取締りができるか、又中毒問題もある。そのほか又密輸の關係の税関の問題、いろ／＼あへん法を今回制定するとすれば、やはりいろ／＼大きな問題に触れるように思ひますが、あへんと取締關係の警察税関その他について十分取締りを今日の体制で遺憾なきを期し得るか、この三点ですが、これらの点に就いて厚生省のお考えを伺つておきたい。

○政府委員(高田正巳君) 行政の組織はどういふふうになるのかという仰せでございますが、行政と申しましては、一つの筋は栽培者が栽培をいたしたものを収納し或いは海外から輸入し、それからそれを麻薬製造業者に売却し、それからそれを麻薬製造業者の行政の面と、それから廣瀬先生最後に御触れになりました取締の面、いわゆる司法取締の面、こういうふうに分れるわけでございます。それでこの収納をいたしましたり、それから輸出をす

ることはございせんけれども、輸入をいたしましたり、それから売却をいたしましたりすることはこの法案にございませう。国の独占権に帰するといふことでございまして、その点につきましては法案にいろ／＼と条文が出て参るわけでございます。具体的に然らばどういふ組織でやるのかという仰せでございますが、それは私どもが今の方針では、この機關に厚生省自身が当り、厚生省の中では薬務局がその仕事をいたすということに相成つて参ります。それでなお収納をいたしますあへんのモルヒネ含有量の鑑定といふふうなことにつきましては、これは国立衛生試験所がこれに技術的に當らしたいと思つております。それからあへんの保管でございますが、これはこの法律に要請されておりますような堅固な、完全な施設を只今国が準備をいたしておりますので、当面のところかような設備を現有いたしております適當な者に保管を委託いたしたい、かように考へております。それからこれも行政の一つにはなりますが、この法律案に出ておりますように、この栽培者の監督等につきましては、都道府県知事を先機關にいたしましてこの権限をいろ／＼行使して頂くことになつております。大体さうなことでござい。なお、輸入に關しましては、第六條に規定がございまして、国の委託を受けた者もできることに明文になつております。只今私どもが考へては、この輸入の仕事自体を適當な者に委託をいたしませんで、取引自体は外務省を通じて政府間の取引をいたしまして、輸送だけを適當なものに委託をしたい、かような方針

でおるわけでございます。

それから第二番目の特別会計を作つてやつたほうが適當なんじゃないかという御質問でございますが、確かに御意見のようにも考へられると存ずる次第であります。戦前におきましても同じようなことを政府がやつておつたのでござい。当時から一般會計でやつておりましたので、本年度は取りあへずの問題といたしまして一般會計でやるという建前になつておりますけれども、この点は将来特別會計でやるほうが適當ではないかということで、大蔵省と相談をいたしまして研究中でございます。恐らくそちらの方向に参ることと存じます。

それから取締組織はどういふふうになつておるか、取締りの万全を期し得るかという御質問でございますが、これは現在の情勢を申上げてみますと、麻薬並びにあへんの取締りは、その中核にありま。その取締りには、麻薬並びにあへんにつきまして専門的にそのことだけをやつておる機關でございます。それから一般の警察は、いわゆる一般の司法警察権を持つておりますので、これは当然この麻薬並びにあへんの違反につきましても司法取締の権限を持つております。なお又、密輸といふような国の外に出入りの關係におきましては、税関がその立場において権限を持つております。なお出入国管理庁等も關連があるわけでございます。かようなわけでそれ／＼關係者が多數あるわけでございます。現在のところその相互の連絡調整といふものは十分にたれております。お互いに相當の成果を挙げておると私ども

は考へております。なおこの問題につきましましては、昨年中におきましても警察制度の改正に關連をいたしまして、若干政府部内におきましても或いは又国会の行政監察委員会等におきましていろいろと現状を御調査になつたりして、一應検討を内部的にいたされた問題でございます。さうな際にいろいろと研究いたされまして大体現状のままと申しまするか、その中核に麻薬取締官並びに取締員というふうなその専門にこれをやるものを置くことが妥当である。むしろそれを強化して行く方向に行かなくてはならないのはあるまいかというふうな大体のお考えのように私どもも実は承知をいたしておりますのであります。と申しますのは、麻薬並びにあへんの犯罪の態様といたしまして非常に隠密性を持つておりますので、これの取締につきましては常時絶えまない隠密裡の視察、内定というものが必要になつて来るのでございます。かような意味合におきまして専門にそのことに打ち込んでずつと視察、内定をいたしまして、いろいろ積み上げて行つて檢査をするというふうな組織が特に必要であつて、そのためには何も大きな組織というよりは、むしろ専門に打ち込んで身輕に全国的に飛び廻れる組織、命令系統が非常にはつきりしている組織、そういうふうなことが非常に必要なのである、麻薬犯罪の特殊性からさようなことが言われるものと存する次第でございます。併しなから勿論警察その他におきましても、十分にこれに協力の体制をとつて頂き、又そうすることがより効果的であるということこれは勿論のことでございます。大体私どもさように考へて

おるのでございまして、この法律案が御決定を頂きまして、けしの栽培が再開いたされました場合に、御懸念のあへんの横流れその他を防ぐというふうな必要から、或いはこれらの機構をもう少し拡充をすべきではないかというふうな議論もあるのでございますけれども、私どもといたしましては前申上げましたように、当面は耕作反別を急激に拡張をいたすつもりはございませんので、将来耕作反別の如何によりましては、さような必要な時期も参るかと存ずるのではございますが、当面のところは現在の人員と現在の組織でもつてやつて参りたいとかやうなつもりである次第でございます。お答えが或いは御質問の直接のポイントに触れておりませんかも知れませんが、とも、以上申上げまして御了承を得たいと思います。

○廣瀬久忠君 大体は了承いたしました、そこで今現にどの程度の麻薬取締官、それから取締員というものがあるか。それから麻薬関係のあへん法施行について、どのくらいの事務的予算をお持ちなのかどうか、それをちよつと伺いたい。

○政府委員(高田正巳君) 麻薬取締官は昨年の三月以前におきましては全国で二百五十名おつたのでございます。若干の補助者も付いておりますけれども、二百五十名でございます。それを昨年の四月以降制度を改正いたしました、そのうちの百五十名を国に残しまして、あとの百名を都道府県に移しまして、それで只今は麻薬取締官が百五十名、それから都道府県に取締員が百名、それに若干の補助者が付いておる、こういう恰好になっております。

国のほうにつきましてはそれを八プロックに分けておりまして、大体八プロックに麻薬取締官事務所というものを設けまして、勿論重要なプロックと重要でないプロックがございますので、重要でないところでは非常に少数でございますが、関東地区でございます。また、或いは近畿地区でございます。また、或いは相当な数の者がおります。なお、進駐軍の基地の関係、例えば立川とか、北海道の千歳とかそういうふうなところには、向うのMPのほうと協力して、いろいろ進駐軍に関係のある事犯の取締に当っておりますので、私どものほうの者がその中に駐在をいたしておりますというふうな恰好をとっております。

それから予算でございますが、取締官に要する経費といたしまして、約九千万円、それから取締員の、これも都道府県に對しまして俸給等は全額国費で流しております、千八百万円、合計一億八百万円というところが只今の経費でございます。

○高野一夫君 第四十四条の五項ですね。「第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」この点について詳しくなくて結構ですが、簡単に第一項と第二項との関係を説明願います。

○政府委員(高田正巳君) これはその第一項、第二項等に、厚生大臣又は都道府県知事が特別に指定するいわゆるあへん監視員という者をして施設に立入りましたり、物件を検査させたり、或いは質問させたり、収去させたり、報告を徴したりすることができるといふことになっております。五項の意味

しますところは、犯罪の捜査のために
こういうことができるのだというふう
に解してはならないと申しますこと
は、犯罪捜査のためには刑事訴訟法で
いう／＼と手続がございしますので、そ
のほうで従つてこれはやらなければな
らないという意味であります。

○高野一夫君　そうすると四十四条の
第一項と第二項において、何かどうも
違反事項があるとか何とかいうよう
な怪しい場合があつたときはどうな
りますか、二項と二項を適用することにな
りますか。

○政府委員(高田正巳君)　四十四条一
項、二項は飽くまでも行政上の監督の
面でございますして、行政上の取締り
の面でございます。かようなことをや
まして、そこに犯罪ありというふう
な推察ができました場合には、或いは
その証拠等がありました場合には、刑
事訴訟法の手続に従ひまして検事の
指揮を受け、それ／＼の手続を履み
まして犯罪捜査の手続に入るわけ
であります。

○高野一夫君　そうするとこの場合に
麻薬研究所とか麻薬製造業者とい
うようなものがありますが、先般伺
つたとき、あへん監視員は麻薬取締
官並びに麻薬取締員の中からあへん
監視員を指定するといふ場合があり
得るといふお話だつたのですが、そ
うするとこの第一項、第二項をやつ
た場合に、麻薬取締上の違反があつ
た場合は、あへん監視員というのは
一方において麻薬取締官の権限を持
つて司法警察権の発動をやつて差支
えないわけですね。その点はどうな
りますか、一項、二項のつもりで
行つたけれども、たま／＼行つた
そのあへん監視員が一方におい

て麻薬取締官であつた、そうして
項、二項の場合、たま／＼麻薬取締
の違反があつたというような場合に
は、今おつしやつたようなことではな
くして、端的にその場でやれることにな
りますか。

○政府委員(高田正巳君) さようでは
ざいます。ただ犯罪捜査のために人への
施設に立入つたり何かいたしますことは、
これは刑事訴訟法上の手続が必要で
ございますので、たま／＼そこに行
政上の取締のために行つて、さうな
ことを見付けた、そこから今度は司法
上の問題が起つて来るわけであります。
その際に普通の犯罪捜査の手続上
その現場において何らかの措置をとる
ことが許されておりますならば、そ
の現場において何らかの措置はとり得
る。併しながらそれ／＼手続が必要で
あるとしますればこれは刑事訴訟法の
手続をとつてやらなければならぬ、
こういうことに相成るわけであります。

○高野一夫君 麻薬取締官というの
は、この麻薬取締上のいろ／＼な麻薬
法關係の取締りをやる場合に一々刑事
訴訟法の手続をとらなくともいいのじ
やないのですか。麻薬取締官としては
やはり一々手続をとらないと、麻薬取
締官も本當の犯罪捜査ができません
か、そんなことはないでしょう。

○政府委員(高田正巳君) 視察内偵を
いたしております段階におきまして
は、これは刑事訴訟法より外の問題で
ございまして、一々どうこうというこ
とはございませんが、その結果それを
検挙するとか何とかいうことになりま
すると、現行犯ならばその場でできま
すけれども、さやうでない場合、或い

は家宅捜査する場合、或いは本人を勾引する場合、それは一々刑事訴訟法の手続を必要といたします。従いましてそれらの手続を履んで只今もやつておるわけでありませう。これは一般の警察官も麻薬取締官も同様でございます。

○委員長(上條愛一君) 本日の本案に対する質疑はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(上條愛一君) 速記を始めます。

午後三時二十六分散会

四月十日日本委員会に左の事件を付託された。

一、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律廃止に関する請願(第二二一九号)

一、指定薬品以外の医薬品販売業者の資格制度に関する請願(第二二四〇号)

一、国立宇多野療養所職員定員増加に関する請願(第二二六一号)

一、受胎調節に関する請願(第二二七五号)

一、戦傷病者援護に関する請願(第二二〇九号)

一、社会保険診療報酬一点単価引上げに関する請願(第二二二二号)

一、鹿児島県名瀬市民の生活安定に関する陳情(第五七八号)

一、生活保護法の最低生活基準引上げ等に関する陳情(第五八五号)

第二二二九号 昭和二十九年三月二十九日受理

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律廃止に関する請願(四通)

請願者 京都府舞鶴市本町 斎藤仁外百三名

紹介議員 藤原 亨君

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律は、昭和三十年一月一日から施行されることになっているが、これを施行するときは、患者に医師の診断をうけた上で更に薬局に行つて投薬を求めるといふのははたしだい不便を忍ばなければならないばかりでなく、医療費が高騰し、国民経済に悪影響を与え、かつ社会保険財政の崩壊をきたすことが明らかであるから、本法を全面的に撤廃せられたいとの請願。

第二二四〇号 昭和二十九年三月二十九日受理

指定薬品以外の医薬品販売業者の資格制度に関する請願

請願者 京都市中京区丸太町通 釜座東入京都市府医業業 会内 田中治策外三名

紹介議員 滝井治三郎君

医療と保健衛生に従事する医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、産婆、看護婦、保健婦、あんま術師、毒物劇物営業管理人、理容師、栄養士等は、資格制度と全国共通の安定せる法規によつて保護されているが、「指定薬品以外の医薬品販売業者(旧呼称薬種商)」だ

けが三箇年以上の薬事経験と相当期間の薬事講習に加ふるに嚴重なる地方長官の審査に合格して許された業態であるにもかかわらず、單なる地方庁の營業登録に過ぎない現状はまことに不合理であるから、「指定薬品以外の医薬品販売業者」を全国共通の資格制度に改めるとともに、「業醫師」と改称せられたいとの請願。

第二二六一号 昭和二十九年三月三十一日受理

国立宇多野療養所職員定員増加に関する請願

請願者 京都市右京区鳴滝 田常雄 芳夫君

紹介議員 藤原 道子君 堂森

国立宇多野療養所の職員定員は、収容力の増加ならびに業務の繁忙にもかかわらず、非常に少いので職員の労働条件がいちじるしく低下している上、本年一月以来機構改革によつてさらに減少し、現状のままでは本所の運営にきわめて憂慮される事態が予想され、これまでも機会あるごとに厚生省に対して、職員の定員増加を要請したがその実現をみるにいたつていないから、厚生行政に理解ある厚生委員会において本所の職員定員八十八名の増加について善処せられたいとの請願。

第二二七五号 昭和二十九年三月三十一日受理

受胎調節に関する請願

請願者 熊本市春竹町一、六一 九 福山スエ外千七名

紹介議員 谷口強三郎君

わが国における将来の人口の推計と国

内情勢並びに食糧問題、その他諸種の事情からして、この際、徹底的な受胎調節の普及指導が必要であるから、低所得階層の者に対する受胎調節実施指導料及び避妊器具用品の公費負担を行ふことと並びに受胎調節実施指導員は避妊薬品の取扱ができるようにすること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二二〇九号 昭和二十九年四月二日受理

戦傷病者援護に関する請願

請願者 新潟市寄居町七〇八 水倉新作

紹介議員 西川弘平治君

傷病恩給年金の復活に依つて、この際更に傷い軍人の援護を強化拡充するため、接収ダイヤモンド貴金属等による政府収益の一部を割いて、(一)困窮傷い軍人を更生させるための生業資金の貸与ならびに集団施設、授産場の設置、(二)戦傷病者のための結核療養所および精神病院の設置、(三)戦傷病による失明者のための更生施設および戦傷病による重度の不具廃疾者のための保養所の増設等の資金に充当せられたいとの請願。

第二二二三号 昭和二十九年四月五日受理

社会保険診療報酬一点単価引上げに関する請願

請願者 三重県津市栄町二ノ一 四九 伊藤貞郎外五百六十一名

紹介議員 前田 穰君

政府は、保険医に対して適正診療を要求しているが、適正診療のためには適正なる報酬が不可欠条件であるにもか

かわらず、現在の保険医療報酬はきわめて不適正であるため、医療経営は極度の困窮に陥り、保険医はもろ論公立病院でさえ、もはやその業を続けることができない実情であるから、すみやかに診療報酬単価を一点二十円(現行十一円五十銭または十二円五十銭)に引き上げられたいとの請願。

第五七八号 昭和二十九年三月三十日受理

鹿児島県名瀬市民の生活安定に関する陳情

陳情者 鹿児島県名瀬市議會議長 長久保直信

奄美大島の祖国復帰によつて名瀬市の日本復帰も実現したが、諸種の復興事業等ははたしだいに実施されるにいたらないため、経済窮乏は復興前と変わらず市民生活の困窮はまことにほたしだいに、(一)本土なみの生活保護法の適用、(二)失業対策事業の即時実施、(三)住宅の復興、(四)弔慰金の即時支給、(五)身体障害者の福祉保護その他民生安定のため現在本土において適用されている諸法規もぜひ本土同様の実施せられたいとの陳情。

第五八五号 昭和二十九年四月二日受理

生活保護法の最低生活基準引上げ等に関する陳情

陳情者 石川県議會議長 宮永盛雄

生活保護制度は社会保障制度の一環として、国民の最低生活を保障し、国民生活最後の拠り所としてきわめて重要な役割を果すものであるから、これら関係予算を十分に確保するとともに、

現行の最低生活費基準額を引き上げ、
労働力再生産の可能な最低生活を保障
すること及び遺族年金、傷病恩給、障
害年金等は、その受給理由を考慮し
て、全額を機械的に収入と認定するこ
となく特別控除の措置を認めること等
を実現せられたいとの陳情

昭和二十九年四月二十三日印刷

昭和二十九年四月二十四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局